

カンボジア王国
国民、信仰、国王 (Nation Religion King)

カンボジア王国政府
第 147 ANK.BK 号

カンボジア開発評議会(CDC)
の組織および機能に関する政令

以下を確認し、

- カンボジア王国憲法
- カンボジア王国政府の設立に関する 2004 年 7 月 15 日付勅令第 NS/RKT/0704/124 号
- 閣僚評議会の組織および機能に関する法を公布する 1994 年 7 月 20 日付王国法第 02/NS/94 号
- カンボジア王国投資法を公布する 1994 年 8 月 5 日付王国法第 03/NS/94 号、およびカンボジア王国投資法改正法を公布する 2003 年 3 月 24 日付王国法第 NS/RKM/0303/009 号
- カンボジア開発評議会の必要に応じて、

以下のとおり決定する

第 1 章
カンボジア開発評議会の組織

第 1 条 カンボジア開発評議会（「CDC」）の構成は以下のとおりである

1 - 王国政府首相、Samdech Hun Sen	共同議長
2 - 王国政府、特別顧問、Samdech Krom Preah Norodom Ranariddh	共同議長
3 - 経済財務大臣、上級大臣、H.E. Keat Chhon	第一副議長
4 - 商業大臣、上級大臣、H.E. Cham Prasidh	副議長
5 - 大臣の地位を有する経済財務省第一書記、H.E. Kong Vibol	副議長
6 - 閣僚評議会担当大臣 またはその代理人	委員
7 - 王宮省またはその代理人	委員
8 - 内務共同大臣 またはその代理人	委員
9 - 国防共同大臣またはその代理人	委員
10 - 外務国際協力大臣またはその代理人	委員
11 - 教育青年スポーツ大臣またはその代理人	委員

12 - 情報大臣またはその代理人	委員
13 - 地方開発大臣またはその代理人	委員
14 - 厚生大臣 またはその代理人	委員
15 - 文化芸術大臣またはその代理人	委員
16 - 法務大臣またはその代理人	委員
17 - 水資源気象大臣またはその代理人	委員
18 - 郵政電気通信大臣またはその代理人	委員
19 - 労働職業訓練大臣 またはその代理人	委員
20 - 女性問題大臣またはその代理人	委員
21 - 社会問題退役軍人青年厚生大臣またはその代理人	委員
22 - 鉱工業エネルギー大臣またはその代理人	委員
23 - 計画大臣またはその代理人	委員
24 - 農林水産大臣またはその代理人	委員
25 - 環境大臣またはその代理人	委員
26 - 公共事業・運輸大臣 またはその代理人	委員
27 - 観光大臣またはその代理人	委員
28 - 国土整備・都市化・建設大臣またはその代理人	委員
29 - 国会関係・監査大臣またはその代理人	委員
30 - 宗教省またはその代理人	委員
31 - 国立銀行総裁またはその代理人	委員
32 - 公共事業局長官またはその代理人	委員
33 - 民間航空局長官またはその代理人	委員
34 - カンボジア王国軍最高司令官またはその代理人	委員
35 - 国家警察警視総監またはその代理人	委員
36 - 国家軍事警察長官またはその代理人	委員
37 - カンボジア開発評議会事務局長	委員
38 - カンボジア復興開発委員会事務局長	委員
39 - カンボジア投資委員会事務局長	委員
40 - カンボジア特別経済区委員会事務局長	委員
41 - カンボジア国家石油公社理事長	委員
42 - 州・特別市知事またはその代理人	委員
43 - プノンペン商工会議所議長またはその代理人	委員

第2条 カンボジア開発評議会の組織構成は以下のとおり。

1. 事務局長の直接監督下にあるカンボジア復興開発委員会「CRDB」
2. 事務局長の直接監督下にあるカンボジア投資委員会「CIB」

3. 事務局長の直接監督下にあるカンボジア特別経済区委員会「CSEZB」
4. CDC 事務局長の直接監督下にある「CDC」の事務総局

第3条 CDC、CRDB、CIB、およびCSEZBの事務局長は、それらの職務の履行において、副事務局長からそれぞれ支援を受ける。各副事務局長は、CDC執行委員会の承認後、それぞれの事務局長の代理としてそれらの職務を遂行する。事務局長は、その職務の履行において、各々副事務局長と定期的に協議する。

第4条 CRDBの組織構成は以下を担当する部門からなる。

1. 広報および援助調整
2. 文書および情報
3. アジアおよびオセアニアの諸国との二国間援助の管理
4. 欧州、欧州連合諸国、および米国との二国間援助の管理
5. 多国間援助の管理（アジア開発銀行、世界銀行、国際通貨基金等を含む）
6. 国連開発計画およびその他の国連機関からの援助の管理
7. NGOの調整および関係
8. プロジェクト評価
9. 事務管理

第5条 CIBの組織構成は、以下を担当する部門からなる。

1. 広報および民間投資の促進
2. 投資プロジェクトの評価および優遇措置
3. 環境への影響の評価
4. 省庁間の調整
5. 民間投資戦略の分析
6. 法律問題および投資法
7. 投資プロジェクトの監視
8. 事務管理

第6条 CSEZBの組織構成は、以下を担当する部門からなる。

1. 方針および立案
2. 運営および管理
3. プロジェクトの分析および登録
4. 事務管理

第7条 事務総局(General Secretariat)は、4つの支援部門からなる

1. 法律問題および紛争解決
2. 財務および経営管理
3. 人事管理
4. 戦略的計画立案

第8条 それぞれの部門および支援部門は、Department と同等の位置づけであり、1人以上の deputy-chief の支援を受けて、部門または支援部門の chief が監督する。

第9条 CDC の日常の運営は、以下のメンバーで構成される執行委員会が主導する。

1. CDC の共同議長
2. CDC の副議長
3. CDC の事務局長
4. CRDB の事務局長
5. CIB の事務局長
6. CSEZB の事務局長

第2章 CDC の役割および責任

第10条 CDC は、王国政府の執行機関(Executing Agency)であり、以下の責任を負う。

1. 再建および開発、公的および民間投資、ならびに特別経済区の設定および管理を担当する、王国政府の「最高機関 (Etat-Major)」および「ワンストップ・サービス」となる
2. 関連機関と協力してカンボジアの開発構想および戦略の作成を指揮する
3. 他の諸国、二国間・多国間の組織、および NGO と協同し、カンボジアの再建・開発国家プログラムの経済的戦略構想および優先度をそれらに意識させ、国家の必要性および優先度により外部援助の受入れおよび割当てを効果的に調整する
4. 省庁・その他の政府機関と援助国・国際援助機関との間の業務、ならびに省庁・その他の政府機関と投資家との間の業務を促進し、調整する
5. カンボジアの開発において公的資金および民間資金の活用を指導する
6. 援助者および投資家のための行政上の手続きを容易にし、効率的にする
7. 再建および開発、公的投資および民間投資、ならびに特別経済区の設定および管理についてのあらゆる事項に関する見直しおよび決定をする

第 11 条 CDC は、以下のいずれかの投資プロジェクトにつき、閣僚評議会(Council of Ministers)に提出してその承認を求める。

1. 5,000 万米ドル以上の投資資本を有する
2. 政治的に慎重な対応が求められる問題に絡む
3. 鉱物および天然資源の探査および開拓に関する
4. 環境に悪影響がある可能性がある
5. 長期戦略である
6. インフラの営業権(Concession)に関する

第 12 条 CDC は、その行為につき閣僚評議会に対し責任を負う。

第 13 条 再建および開発に関連し、CDC は以下の役割および責任を有する。

1. 王国政府とカンボジアに対する援助諸国、国際機関、および NGO との連絡において中心的かつ「ワンストップ・サービス」の役割を担う。ならびに援助の受領または分配の調整において各省庁とその他政府機関との間の中心的かつ「ワンストップ・サービス」の役割を担う
2. 開発活動において王国政府の所有権および指導力を強化するため、ならびに援助共同体との連携を強化するため、開発協力の管理に関する戦略を策定し、実施する
3. 国家開発戦略プログラムおよび分野別開発プログラムに定める優先順位で実施するため、外国の援助を動員し、割当てる
4. 開発パートナーによる開発プロジェクトおよびプログラムの実施の調和を図り、外国の援助の実効性を高める
5. 方針の協議、策定機関である政府・援助調整委員会に技術支援を行い、共同技術作業部会の仕組みを拡大するため様々な支援を行う
6. カンボジアの再建および開発の戦略的構想の作成、ならびに即時、短期、中期、および長期の国のニーズの優先度の設定の際、関係省庁および機関と協力し、行動のローリングプランを作成する。これらの行動計画は、相互関係および一貫性がなければならない。
7. カンボジアを発展させるための社会経済学上および分野別計画の作成に参加する
8. 関係省庁および機関と協力して公的投資を管理する。このプロセスは主に、カンボジアの再建および開発を目的とした、天然資源および外部援助の割当ておよび活用についての調整と指揮に関連する
9. 首相からの権限委譲により、王国政府を代理して、二国間または多国間の援助団体や国際機関との契約に署名し、援助を割当てる
10. 関係省庁および機関と協力して、「カンボジア支援国(Consultative Group)会合」などカンボジア再建のための国際会議の準備作業を主導する

11. 王国政府に対し、半年ごとの報告書および年次報告書を作成、提出し、再建および開発業務の再検討および是正措置を求める

第 14 条 公的投資の管理における、CDC と関係省庁および機関との関係は以下のとおり。

1. CDC は、戦略的構想の枠組みおよび公的方針の設定のため、ならびに公的投資プログラムおよび中期および 1 年のプロジェクトの優先順位の設定のための、調整団体となる
2. 外務国際協力省は、公式の外交窓口となる
3. 計画省は、関係省庁および機関と協力して、5 年計画および公的投資プログラムを作成する
4. 経済財務省は、年次公的投資プログラムの実施のための中期マクロ経済的枠組みおよび予算を作成し、資金の割当てを管理する
5. 系列の省庁は、計画省および CDC と密接に協力して、分野別の公的投資プロジェクトおよびプログラムを作成し、各省に関連するプロジェクトおよびプログラムの実施につきそれぞれ責任を負う

第 15 条 省庁および機関は、公的投資について「ワンストップ・サービス」機関を通じた調整により、各職務を引受け、遂行する。

第 16 条 閣僚評議会、省庁、および機関は、「ワンストップ・サービス」機関を通じた調整により、各所轄のプログラムまたはプロジェクトの実施を監視する。

第 17 条 民間投資に関連する、CDC の役割および責任は以下のとおりである。

1. カンボジア王国投資法改正法第 3 条に定める投資に関する事項の調査および承認において、「ワンストップ・サービス」機関および王国政府の「最高機関」の役割を担う
2. 国際市場におけるカンボジアの「競争上の優位性」を研究し、カンボジアに対する民間投資の展望を設定し、カンボジアを「カンボジア株式会社」にする。民間投資戦略作成において関係省庁および機関と協力し、民間投資プロジェクトを立ち上げる
3. 王国政府が策定した民間投資プロジェクトを推進し、CDC の内部規則に定める手順に従い、当該プロジェクトについて投資家に通知する
4. インフラ・コンセッション・プロジェクトの管理を調整する
5. 民間投資に関連する法令の作成および改正に着手し、王国政府に提言を行い、民間投資を促す好条件を作り出す
6. 国内および海外に配布するため、民間投資に関する書類および規則を作成する
7. 王国政府に対し、半年ごとの報告書および年次報告書を作成、提出し、民間投資についての再検討および是正措置に関する提言を求める

第 18 条 民間投資の管理における、CDC と関係省庁およびその他の政府機関との関係は、以下のとおり。

1. CDC は、石油、ガス、その他天然資源の探査および開拓など、民間投資プロジェクトの調査および承認において王国政府の「ワンストップ・サービス」機関となる。ただし、当該プロジェクトに優遇措置は適用されない。
2. 関係省庁および機関は、「ワンストップ・サービス」機関を通じて、民間投資プロジェクトの調査および承認について、意見を述べる。

第 19 条 CDC および関係省庁または機関は、「ワンストップ・サービス」機関を通じた協力により、民間投資に関する職務に引受け、遂行する。

第 20 条 「CDC」は、閣僚評議会、計画省、経済財務省、商業省、およびその他関係省庁または機関と協力して、「ワンストップ・サービス」機関を通じた調整を図り、CDC が承認した民間投資プロジェクトの実施状況を監視する。

第 21 条 特別経済区(SEZ)に関連し、CDC は以下の役割および責任を有する。

1. 国家、公共・民間共同事業体、または民間企業のいずれかによる、カンボジアの特別経済区設定案の調査および承認において、「ワンストップ・サービス」機関および王国政府の「最高機関」の役割を担う
2. 関係省庁および機関と協力して、戦略的計画を分析および開発し、特別経済区の適切な設置場所を特定する。開発業者および投資家を誘致するため、特別経済区に関する展望を設定する。ならびに、カンボジアを未来の近代的事業センターにすることにより、この展望を実現する
3. 王国政府が策定した特別経済区投資プロジェクトを推進し、あらゆる効果的かつ高速メディアを通じて、当該プロジェクトを開発業者に通知する
4. 王国政府の優先事項である特別経済区の管理を開始し、調整する
5. 特別経済区 (SEZ) に関連する法令の作成および改正を開始し、これに関し王国政府に提言を行い、SEZ の発展および投資のための好条件を作り出す
6. 特別経済区の管理、優遇措置および投資保証の提供、要請への対応、ならびに調査を行う
7. 特別経済区に必要と認める役人を配置する
8. 半年ごとの報告書および年次報告書を作成、王国政府に提出し再検討を求め、特別経済区への投資を拡大するために必要な措置を講じる

第 22 条 特別経済区の管理において、CDC と関係省庁およびその他の政府機関との関係は、以下のとおり。

1. CDC は、特別経済区設定案の登録を調査、承認する際の、王国政府の「ワンストップ・サービス」機関となる
2. 関係省庁および機関は、「ワンストップ・サービス」機関を通じ、特別経済区設定プロジェクトの調査および承認において、意見を述べる
3. CDC は、関係省庁および機関と協力して各特別経済区に管理事務所(Administration Office)を設置し、特別経済区において、投資家に対する許可および承認が効率よく適時に行われるよう、管理事務所を指導する

第 3 章 CDC の機能

第 23 条 CDC の共同議長の役割および責任は、以下のとおり。

1. CDC の全般的運営につき責任を負う
2. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会で議長を務める
3. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会において、討議を主導し、秩序を維持する
4. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会の議事録に署名する
5. CDC 執行委員会の臨時会議および CDC の臨時総会を招集する
6. CDC の予算管理につき責任を負う

第 24 条 首相は、特別経済区の開発方針および戦略策定を主導し、これらの方針および戦略の実施状況を監視する。

第 25 条 CDC の副議長の役割および責任は、以下のとおりである

A - 第一副議長、H.E. Keat Chhon :

1. CDC の共同議長が不在の場合に CDC の運営全般について責任を負う
2. 全般的な戦略開発方針に関し、提言および提案の作成を担当する
3. 特に公的投資事項の調整に焦点を当てた CRDB の運営、ならびに外国の援助の動員および調整を担当する
4. CDC の日常業務の管理および監督をする
5. 共同議長が不在の場合に、CDC 執行委員会の会議および CDC の総会で議長を務め、会議の議事録に署名する

6. CDC と王国政府の他の省庁および機関との間の調整を担当する
7. 援助国および国際機関との国際協力を担当する
8. CDC が開催する「ワンストップ・サービス」機関の会議で議長を務め、再建、開発、および投資関連事項につき、執行委員会へ提出して承認を求める前に、検討し、承認する
9. CDC の共同議長が委任したその他の職務を実行する。

B - 副議長、H.E. Cham Prasidh :

1. CDC の共同議長および第一副議長が不在の場合に、CDC の運営全般について責任を負う
2. 営業投資、産業投資、および民間投資の方針および戦略に関する提言および提案を作成し、当該方針および戦略の実施状況の管理および監視を担当する
3. ASEAN 協定に従い ASEAN の枠組み内で投資関連事項を担当する
4. CDC が開催する「ワンストップ・サービス」機関の会議で議長を務め、民間投資関連事項につき、検討し、承認する
5. 縫製工場、履物工場、裾野産業、ホテルなどの民間投資プロジェクト、および首相が承認するプロジェクト、および優遇措置を必要としないプロジェクトを調査し、承認する
6. CDC の共同議長が委任するその他の職務を遂行する

C - 副議長、H.E. Kong Vibol :

1. CDC の共同議長およびその他 2 名の副議長が不在の場合に、CDC の運営全般について責任を負う
2. CIB の日常業務を担当する
3. H.E. Cham Prasidh が不在または他の責務がある場合に、CDC が開催する「ワンストップ・サービス」機関の会議で議長を務め、民間投資関連事項を検討し、承認する
4. 他の 2 名の副議長と調整して、ASEAN 投資地域 (AIA) 関連事項を担当する
5. CDC の共同議長およびその他 2 名の副議長が不在の場合に、CDC の運営全般について責任を負う
6. CDC の共同議長が委任するその他の職務を遂行する

第 26 条 CDC 事務局長 の役割および責任は、以下のとおり。

1. CRDB、CIB、および CSEZB の運営の調整および監視、ならびに CDC 事務総局の運営管理を担当する
2. CDC の技術的「最高機関」として、特別経済区の営業投資、産業投資、民間投資、および開発に関連する方針および戦略の実施を管理、監視する
3. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会の作業プログラム、議題、およびその他の必要書類を作成する

4. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会の議事録を作成し、会議の議長の署名をもらう
5. CDC のプレスリリースを作成する
6. 再建および開発、民間投資、および特別経済区に関する半年ごとの報告書および年次報告書の作成を行い、王国政府へ提出する前に、それらを CDC が検討し承認できるようにする
7. 「ワンストップ・サービス」機関の会議に参加し、再建および開発、投資、および特別経済区に関する事項を検討し、承認する
8. CDC の共同議長または副議長が委任したその他の職務を遂行する
9. Government-Private Sector Forum の事務局長となる

第 27 条 CRDB 事務局長の役割および責任は、以下のとおり。

1. CRDB の運営を管理する
2. 再建および開発に関する「ワンストップ・サービス」会議の議題および必要書類を作成する
3. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会のための、再建および開発のあらゆる事項に関する必要書類の作成するにあたり、CDC 事務局長を支援する
4. 関係省庁および機関と協力して、公的投資プロジェクトおよびプログラムの実施状況を監視し、概略報告および提言をして CDC 執行委員会の検討および措置を求める
5. 再建および開発のあらゆる事項について、半年ごとの報告書および年次報告書を作成する際に、CDC 事務局長を支援し、当該報告書を最終的に王国政府に提出する前に、CDC が検討し、承認できるようにする
6. 「ワンストップ・サービス」会議に参加し、再建および開発関連事項を検討し、承認する
7. CDC の共同議長または副議長が委任した、再建および開発関連のその他の職務を遂行する

第 28 条 CIB 事務局長の役割および責任は、以下のとおり。

1. CIB の運営を管理する
2. 民間投資に関する「ワンストップ・サービス」会議の議題および必要書類を作成する
3. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会のための、民間投資のあらゆる事項に関する必要書類を作成する際に、CDC 事務局長を支援する
4. 関係省庁および機関と協力して、民間投資プロジェクトおよびプログラムの実施状況を監視し、概略報告および提言をし、CDC 執行委員会の検討および措置を求める
5. 民間投資のあらゆる事項に関し、半年ごとの報告書および年次報告書を作成するにあたり、CDC 事務局長を支援し、当該報告書を最終的に王国政府に提出する前に、CDC が検討し、承認できるようにする
6. 「ワンストップ・サービス」会議に参加し、民間投資関連事項を検討し、承認する
7. CDC の共同議長および副議長が委任した、民間投資関連のその他の職務を遂行する

第 29 条 CSEZB 事務局長の役割および責任は、以下のとおり。

1. CSEZB の運営を管理する
2. 特別経済区に関する「ワンストップ・サービス」会議の議題および必要書類を作成する
3. CDC 執行委員会の会議および CDC の総会のための、特別経済区に関連する必要書類を作成するにあたり、CDC 事務局長を支援する
4. 関係省庁および機関と協力して、特別経済区のプロジェクトおよびプログラムの実施および開発状況を監視し、概略報告および提言をして CDC 執行委員会の検討および措置を求める
5. 特別経済区のあらゆる事項について、半年ごとの報告書および年次報告書を作成するにあたり、CDC 事務局長を支援し、当該報告書を最終的に王国政府に提出する前に、CDC が検討し承認できるようにする
6. 「ワンストップ・サービス」会議に参加し、特別経済区関連事項を検討し、承認する
7. CDC の共同議長または副議長が委任した、特別経済区関連のその他の職務を遂行する

第 30 条 CDC のメンバーの役割および責任は、以下のとおり。

1. 再建および開発、民間投資、および特別経済区プロジェクトに関する構想の枠組みおよび方針の決定に関与する。投資プロジェクトおよびプログラム、ならびに公共部門と民間部門両方の特別経済区プロジェクトの優先順位の設定に関与する
2. CDC が承認した、投資方針およびプロジェクト、ならびに特別経済区プロジェクトの実施の再検討に関与する
3. 再建および開発、民間投資、特別経済区についてのあらゆる事項に関する半年ごとの報告書および年次報告書につき、王国政府に提出して再検討および承認を求める前に、検討し、承認する

第 31 条 CDC 執行委員会の会議は、2 週間ごとに招集される。

第 32 条 CDC の総会は、月に 1 回招集される。

第 33 条 CDC 共同議長は、必要な場合、CDC 執行委員会の臨時会議または CDC の臨時総会を招集することができる。

第 34 条 CDC 執行委員会会議および CDC 総会の機能は、CDC の内部規則で定める。

第 35 条 再建および開発、投資、ならびに特別経済区関連事項を検討し、承認するための、CDC の「ワンストップ・サービス」機関の実施は、以下のとおり。

1 - CRDB :

- a. 外務国際協力省、経済財務省、閣僚評議会、および計画省はそれぞれ、CRDB を支援するため、Chief of Department の地位を有する役員を指名する。当該役員には以下の資格を要する。
 - 自己の業務に精通している
 - 所属機関の長から権限を付与され、かつ特に報告および指示や提言を要請するなど、所属機関の長と密接なつながりがある
 - CRDB の活動に積極的に関わっている
 - 外国語、特に英語で意思の疎通ができる
- b. 王国政府のその他の省庁および機関も、「ワンストップ・サービス」に参加する権限を代表者に委任する。ただし、当該省庁および機関の適性に鑑み、CRDB 事務局長が要請した場合の「臨時」の措置とする。
- c. CRDB の事務局長は、会議の 1 週間前に関係省庁および機関のすべての代表者に対し、「ワンストップ・サービス」会議で検討および承認を受けるべき書類すべてを提供し、関連機関の長が、その代表者を通じて当該書類を再検討し、意見を与えることができるようにする。
- d. CRDB の事務局長は、必要書類の作成後、そのプロジェクトまたはプログラムを「ワンストップ・サービス」会議の議題に載せ、検討および承認を求める。
- e. CRDB の事務局長は、「ワンストップ・サービス」会議の結果に関する書類および情報を作成し、CDC 執行委員会の検討および承認受けるため、CDC の事務局長に提出する。

2 - CIB :

- a. 経済財務省、閣僚評議会、商業省、計画省、鉱工業エネルギー省、およびその他の関連機関は、それぞれ CIB を支援するため、Chief of Department の地位を有する役員を指名する。当該役員には以下の資格を要する。
 - 自己の業務に精通している
 - 所属機関の長から権限を付与され、かつ特に報告および指示や提言を要請するなど、所属機関の長と密接なつながりがある
 - CIB の活動に積極的に関わっている
 - 外国語、特に英語で意思の疎通ができる

- b. 王国政府のその他の省庁および機関も、「ワンストップ・サービス」に参加する権限を代表者に委任する。ただし、当該省庁および機関の適性に鑑み、CIB 事務局長が要請した場合の「臨時」の措置とする。
- c. CIB の事務局長は、会議の 1 週間前に関係省庁および機関のすべての代表者に対し、「ワンストップ・サービス」会議で検討および承認を受けるべき書類すべてを提供し、関連機関の長が、その代表者を通じて当該書類を再検討し、意見を与えることができるようにする。
- d. CIB の事務局長は、必要書類の作成後、そのプロジェクトまたはプログラムを「ワンストップ・サービス」会議の議題に載せ、検討および承認を求める。
- e. CIB の事務局長は、「ワンストップ・サービス」会議の結果に関する書類および情報を作成し、CDC の事務局長に提出し、検討および承認を求める。

3 - CSEZB :

- a. 経済財務省、閣僚評議会、計画省、商業省、鉱工業エネルギー省、国土整備・都市化・建設省、およびその他の関係機関は、CSEZB を支援するため、それぞれ Chief of Department と同等の地位を有する役員を指名する。当該役員には以下の資格を要する。
 - 自己の業務に精通している
 - 所属機関の長からの権限を付与され、かつ特に報告および指示や提言を要請するなど、所属機関の長と密接なつながりがある
 - CSEZB の活動に積極的にかかわっている
 - 外国語、特に英語で意思の疎通ができる
- b. 王国政府のその他の省庁および機関も、「ワンストップ・サービス」に参加する権限を代表者に委任する。ただし、当該省庁および機関の適性に鑑み、CSEZB 事務局長が要請した場合の「臨時」の措置とする。
- c. CSEZB の事務局長は、会議の 1 週間前に関係省庁および機関のすべての代表者に対し、「ワンストップ・サービス」会議で検討および承認を受けるべき書類すべてを提供し、関係機関の長が、その代表者を通じて当該書類を再検討し、意見を与えることができるようにする。
- d. CSEZB の事務局長は、必要書類の作成後、そのプロジェクトまたはプログラムを「ワンストップ・サービス」会議の議題に載せ、検討および承認を求める。

e. CSEZB の事務局長は、「ワンストップ・サービス」会議の結果に関する書類および情報を作成し、CDC の事務局長に提出し、検討および承認を求める。

4 - CDC の事務局長は、CRDB の事務局長、CIB の事務局長、および CSEZB の事務局長から必要な関連書類および情報を受領後、その書類を整え、検討および承認のため、CDC 執行委員会の会議の議題に載せる。

第 36 条 CDC の「ワンストップ・サービス」の組織および機能の詳細は、CDC の内部規則で定める。

第 37 条 CDC は、公務員からなる独自の組織のおよび独自の予算を有する。CDC の予算の収入および支出の管理は、財務関連法(Financial Law)の対象となる。

第 4 章 最終処分

第 38 条 2001 年 7 月 27 日付政令第 70/ANK/BK 号、2002 年 11 月 12 日付政令第 112/ANK/BK 号、および 2004 年 8 月 4 日付政令第 35/ANK/BK 号は、無効とする。

第 39 条 閣僚評議会担当大臣、経済財務大臣、計画大臣、商業大臣、カンボジア開発評議会、あらゆる関係省庁および機関の共同大臣、大臣、および書記官、ならびに関係するあらゆる州知事および特別市知事、および第 1 条に掲げる者は、署名の日より本政令を有効に施行する。

プノンペン 2005 年 12 月 29

日

首相

署名および捺印

フン・セン (HUN SEN)

提出先：

上級大臣兼経済財務大臣

Keat Chhon より

サムデク (Samdech) 首相宛

写し送付先：

- 王宮省 (Ministry of Royal Palace)
- 憲法評議会事務局 (General Secretariat of Constitutional Council)
- 上院事務局 (General Secretariat of the Senate)
- 国民議会事務局 (General Secretariat of the National Assembly)
- サムデク (Samdech) 首相内閣
- 王国政府事務局 (General Secretariat of the Royal Government)
- 第 39 条に記載のとおり
- 公文書保管所 - 記録